

裁判長認印

調書(決定)

事件の表示 令和6年(行ツ)第183号
令和6年(行ヒ)第221号
決定日 令和6年10月23日
裁判所 最高裁判所 第三小法廷
裁判長裁判官 宇賀克也
裁判官 林道晴
裁判官 渡辺惠理子
裁判官 石兼公博
当事者等 別紙当事者目録記載のとおり
原判決の表示 東京高等裁判所令和5年(行コ)第56号(令和6年2月22日判決)

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 本件を上告審として受理しない。
- 3 上告費用及び申立費用は上告人兼申立人らの負担とする。

第2 理由

1 上告について

民事事件について最高裁判所に上告を許されるのは民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告の理由は、違憲をいうが、その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

2 上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

令和6年10月23日

最高裁判所 第三小法廷

裁判所書記官 松本 考司